

マンション管理適正化推進計画に関する
令和3年度第4回住宅審議会における意見とその対応

NO	意見要旨	対応案
1	<p>P8 3(2)、P10 4 「管理状況に応じた区分の考え方」と「区分毎の将来像、課題及び重点施策」において、意味は異なるが同じ「区分」という表現を使用しているため、違いが明確になるよう、表現を修正すべき。</p>	<p>【計画に反映 P8 3(2)】 「管理状況に応じた区分の考え方」を「管理状況に応じた分類の考え方」に修正します。</p>
2	<p>P10 4 図16 「管理不全」に管理組合の実態がないマンションを含むのであれば、表現を修正すべき。</p>	<p>【計画に反映 P10 4 図16】 「管理不全」を「管理不全・管理実態なし」に修正します。</p>
3	<p>P12 4(6)③ 施策の「コミュニティ」が、マンション内のコミュニティと地域コミュニティの両方が含まれていることが分かるようにしてはどうか。</p>	<p>【計画に反映 P12 4(6)②】 課題について、「<u>平時から、賃貸居住者を含めた居住者間の良好なコミュニティの形成や、地域コミュニティとの連携を強化するとともに、防災力の向上に取り組む管理組合への支援が必要。</u>」と修正します。</p>
4	<p>P12 4(6)③ 賃貸化が進み、賃貸居住者が増える中で居住者のコミュニティ形成が大きな問題となることから、コミュニティ形成を県として重視しているという姿勢を示せないか。</p>	
5	<p>P18 7(3)エ、概要版 「修繕積立金の積立方式を均等積立方式としている又は段階増額方式で、・・・修繕積立金額を増額していること」では、均等積立方式でも増額していることを要件としていると、誤解を与える可能性がある。</p>	<p>【計画に反映 P18 7(3)エ、概要版】 「修繕積立金の積立方式を均等積立方式としていること、又は段階増額方式で、一集会の決議を経て、一長期修繕計画に基づき修繕積立金額を増額していること」に修正します。</p>